

山梨県公報

第二千百一十一号

平成二十三年

二月十四日

月 曜 日

目次

県営土地改良事業計画の決定(三件).....	八七
市町村営土地改良事業計画の適当決定.....	八七
道路の供用開始(三件).....	八八
公 告.....	八八
公聴会の実施.....	八八
公安委員会.....	八八
一般競争入札について.....	八九

告 示

山梨県告示第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(岩手地区経営体育成基盤整備事業・畑総担い手支援型)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで
- 縦覧場所
山梨市役所
- 異議申出期間
平成二十三年三月十五日から平成二十三年三月二十九日まで

山梨県告示第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(黒駒西地区経営体育成基盤整備事業・畑総担い手支援型)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで
- 縦覧場所
笛吹市役所
- 異議申出期間
平成二十三年三月十五日から平成二十三年三月二十九日まで

山梨県告示第四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(八幡西地区農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで
- 縦覧場所
山梨市役所
- 異議申出期間
平成二十三年三月十五日から平成二十三年三月二十九日まで

山梨県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

る同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあった土地改良事業（成沢地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申出期間

平成二十三年三月十五日から平成二十三年三月二十九日まで

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十三年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市長坂町長坂上条字一ノ沢 三二〇〇番の二地先から 北杜市長坂町長坂上条字十二曲 三二二八番の一六地先まで	一七〇・二	平成二十三年二月十四日

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町上河東字田之神 田三九〇番の二地先から 中巨摩郡昭和町上河東字田之神 田四一四番の一地先まで	一九〇・〇	平成二十三年三月三日

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町飯喰字水上四一八番の一地从先から 中巨摩郡昭和町上河東字田之神 田四一四番の一地从先まで	九九四・〇	平成二十三年三月三日

公 告

● 公聴会の実施
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公

聴会を開催する。

平成二十三年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 聴こつとする案件 甲府及び韮崎都市計画道路（甲府外郭環状道路北区間）の変更について

二 開催日時及び場所

1 平成二十三年三月十五日（火）午後七時 甲府市湯村三丁目五番二十号 甲府市北部市民センター三階大ホール

2 平成二十三年三月十六日（水）午後七時 甲斐市下今井二百三十六番地一 甲斐市双葉公民館一階ホール

三 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

四 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

五 意見書の提出期限 平成二十三年二月二十八日（月）午後五時十五分

六 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所及び中北建設事務所峡北支所並びに甲府市都市計画課及び甲斐市都市計画課において縦覧に供する。

七 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年二月十四日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

自動車保管場所証明事務現地調査及び入力業務委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

4 履行場所

5 山梨県内各警察署管轄区域内
入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第五百号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生手続開始の決定があつた場合に於ては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合に於ては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

- 二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
 - 10 純資産一千万円以上の法人であること。
 - 11 国、地方公共団体又は法人と役務の提供業務の業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
 - 12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
 - 13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
 - 14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
 - 15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
 - 17 自動車の販売・整備の業務を正業又は兼業としていない法人及び自動車保管場所証明申請に係る代理業務を正業又は兼業としていない法人であること。
 - 18 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部
交通部交通規制課規制企画係 電話〇五五 二三五 二二二二
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年二月二十八日（月）までの山梨県の休日を守る

- 条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年三月二十八日（月）午前十時 山梨県警察本部交通部交通規制課五階会議室
 - 4 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十三年三月二十五日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。
 - 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 6 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めたる入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十三年三月七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要

6 落札の効果

本人札における落札の効果は、平成二十三年四月一日に平成二十三年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に「二」に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Outsourcing of Field Survey and Input Concerning Automobile Storage, 1 set

2 Date and time for tender

10:00AM March 28, 2011

3 Bureau in charge

Regulation and Planning Section, Traffic Regulation Division, Traffic

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番